

公共工事前金払取扱要領

(平成16年 7 月12日 制定)
(平成28年 8 月 1 日 改正)
(平成29年 3 月30日 改正)
(平成30年 3 月29日 改正)
(平成31年 3 月29日 改正)
(令和 2 年 3 月30日 改正)
(令和 3 年 3 月30日 改正)
(令和 4 年 3 月30日 改正)
(令和 5 年 3 月30日 改正)
(令和 6 年 3 月30日 改正)
(令和 7 年 4 月 1 日 改正)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第 7 条第 1 項に規定する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法律」という。）第 2 条に規定する公共工事をいう。）の前金払いの取扱いについて必要な事項を定める。

(前金払の対象となる経費の範囲)

第 2 条 公共工事において前金払のできる経費の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 請負金額が 1 件250万円以上の工事において、その工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当することができる前払金の割合は、前払金の額の100分の25以内とする。

- (2) 請負金額が1件250万円以上の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
- (3) 請負金額が1件250万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要経費
- (4) 契約金額が3,000万円以上で納入までに3か月以上の期間を要する工事に供することを目的とする機械類の製造に必要な経費（契約金額が3,000万円未満であっても、当該契約中に単価1,000万円以上で納入までに3か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。）

（前金払の割合、限度額等）

第3条 前金払の割合は次の各号に掲げる範囲を超えないものとする。

- (1) 前金払の割合は、請負金額等の10分の4以内とする。
- (2) 設計、調査、測量及び機械類の製造については、前号の規定にかかわらず負金額等の10分の3以内とする。
- (3) 債務負担行為にもとづく工事費の前払金額は、年度ごとに前金払の割合を適用して計算するものとする。
- (4) 前金払をした後において、工事の変更等の理由により請負金額を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負金額の10分の5以内の額を前金払として認めるものとする。この場合において、前金払をした金額が、前金払として認めた額を超えたときは、その超えた部分について特別の理由のあるものを除き、直ちに返納させるものとする。

（中間前金払）

第4条 請負金額が1件250万円以上の工事で、次の各号に掲げるいずれにも該当するものについては、請負金額の10分の2を超えない範囲内で、既にした前金払に追加して前金払ができるものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行なわれていること。
 - (3) 既に行なわれた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 2 中間前金払と部分払の両方の対象となる場合、部分払を受けるか、中間前金払を受けらるかについて請負者に選択させることができるものとし、前項の規定にかかわらず、部分払をする工事については、中間前払金は行なわないものとする。

(前金払をした工事の部分払)

第5条 前金払いをした工事について部分払いをしようとするときは、次に掲げる式により算定するものとする。

$$\text{支払額} = \left(\begin{array}{l} \text{工事又は製造の出来高部分（工事現場に搬入した検査済工事材料を含む。）に対する請負金額相当額} \end{array} \right) \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負金額}} \right) - \text{部分払済額}$$

(前金払をする工事の請負金額における特約事項)

第6条 前金払をする工事の請負金額に際しては、次の各号に掲げる事項を特約し、その旨契約書等に記載しなければならない。

- (1) 保証事業会社と法律第2条第5項に規定する契約を締結し、かつ、当該保証証書契約担当者に寄託すること。
- (2) 前号の規定による保証証書の寄託に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証証書の相手方である保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができること。
- (3) 支払を受けた前払金は、第2条に掲げる経費以外の支払いに充当してはならないこと。

(前払金保証証書の受託及び保管)

第7条 契約担当者は、前払金保証証書の寄託を受けたときは、請負者に対し、当該証書の預り証を交付し、工事完成まで保管するものとする。

(前払不当使用の防止)

第8条 請負者に支払った前払金の使途については、法律第27条の規定により保証事業会社が厳正な監査を行う必要があるため、契約担当者は、請負者、保証事業会社、指定銀行又はその委任を受けた者から材料搬入等の証明の要請があったときは、当該工事の監督員に証明書を発行せしめる等前払金の不当使用の防止に努めるものとする。